

財産を円満に管理・相続するために

新版

基礎からわかる

# 家族信託

Q & A



株式会社藤栄地所

〒963-8053 福島県郡山市八山田西1丁目248番地

TEL.024-983-0200 FAX.024-983-0201

URL <http://www.toei-re.jp> Email [info@toei-re.jp](mailto:info@toei-re.jp)

# は・じ・め・に

昨今はマスコミやセミナー等で「相続税対策」を題材にしたものが花盛りとなっています。そこで取り扱われる内容は、「遺言書を書きましょう」「相続税額を下げる対策をしましょう」という、資産を遺す人の相続が起きた後のことばかりにフォーカスされているものがほとんどとなっています。

確かにそれはそれで大切なことです。しかし、相続が起きた後の対策さえできていれば、それで相続対策はすべて終わった、安心と理解されているのであれば、大きな勘違いだといわざるを得ません。

相続や資産承継、事業承継を考える際に大切なことは、いま資産を持っている人が、

●この先、自身の資産を使ってどうやって幸せな人生をすごしていくのか

●そして遺した資産を次の世代にどう円満に継承するのか

ということだと思えます。

相続税は少ないにこしたことはありません。しかし、相続税を下げることと、資産を遺す人にとって自分が希望する豊かな余生をおくることと、残された家族が円満に資産を引き継いでいけることとは、まったく別のテーマです。

平成 25 年に日本は超高齢社会に突入し、日本人の寿命はかつてないほど飛躍的に延びてきています。

しかし同時に、元気で社会生活をおくってきた期間と、最終的に相続が発生するまでの間には、相当数の人にとって「意思能力や判断能力が失われた期間」があることを無視するわけにはいきません。

人生の大切な期間を心豊かに安心してすごせるように、相続対策や資産承継対策を考える際には、この避けがたい現実を踏まえることが大切です。

本冊子でご紹介する家族信託が、そうした問題を考えるヒントになれば、これに勝る喜びはありません。

# 目次

## CONTENTS



### 第1章 家族信託の背景と制度の基礎を学ぶ

1 平均寿命と認知症	4
2 成年後見制度とその限界	6
3 成年後見制度の利点と課題	7
4 家族信託とはなにか	8
5 家族信託のメリット	9
6 家族信託と成年後見制度との使い分け	10
7 遺言となにが違うのか	12
8 登記簿はどうなるのか	14
9 信託と税務の基本	16

### 第2章 事例から学ぶ家族信託

10 一戸建ての自宅を残しておきたい	18
--------------------	----

11 アパート等のオーナーの場合	20
12 マンションを新たに建築する場合	22
13 すでに共有となっている物件の場合	24
14 これからの共有を回避したい場合	26
15 一族の資産の流出を回避したい場合 (受益者連続信託)	28
16 障がいを持つ子のために資産を遺す	30
17 現役社長の“不測の事態”から会社を守る	32
18 後継者に円滑に事業を承継する	34

## 第3章

## 家族信託を検討する

19 家族信託の検討から組成までの流れ	36
20 家族信託の検討準備と自己診断チェックシート	38
21 家族信託に必要な費用の目安は	40
22 どういうときに検討すればよいのか	42